自由ヶ丘地区地域福祉活動計画

－2021 年度～2025 年度：第３次５か年計画－

みんなの“ａｉ”！　自由ヶ丘

２０２１年３月

自由ヶ丘地区福祉会

自由ヶ丘地区地域福祉活動・第３次５か年計画

「みんなの“ａｉ”！　自由ヶ丘」プラン策定にあたって

２０２１年３月
自由ヶ丘地区福祉会
会長　山本　昌子

本計画の検討をすすめました 2020（令和２）年は、年初めから新型コロナウイルスが世界的に流行し日本も大変な状況となった年でした。国は日本全土に『緊急事態宣言』を発出し、感染拡大防止のため社会全体が“閉じこもり状態”となってしまいました。地区福祉会の活動にも大きな影響がでて、「不要不急の外出自粛」により高齢者は買い物以外自宅を一歩も出なくなり、「３密（密閉・密集・密接）禁止」により計画していたサロンやイベントのほとんどが中止のやむなきに至りました。見守り訪問も対面は控えポスティングやインターホン越しとなってしまいました。

そのなかで私どもが痛感したのは、高齢者ご自身で自らを保持する＜自助＞の力の大切さでした。それはコロナ禍の社会のみならず、通常の社会環境のなかでも、高齢者が独立自尊で生きていく力となるはずです。

また緊急事態宣言下の社会では、見ず知らずの一般の人たちがスマホの自撮り動画を通じてお互いを励まし合い、それに音楽家やスポーツ選手も参加する社会的連帯もみられました。そうしたみんなの励まし合いは、地域福祉活動への参考となるべきものでした。

自由ヶ丘地区福祉会発足以来 30 有余年、地域の高齢者の方々に寄り添って活動してきた福祉委員さんたち、その呼びかけに「ありがとう」「あなたも気をつけてね」と応えてくれた皆さん。まさにその連帯により、地区福祉会の活動が積み重ねられてきていたのです。

地域福祉活動第３次５か年計画は、こうしてコロナ禍の社会に生きる人々から学びとり、それを国や社会福祉協議会が提唱する「地域共生社会」の理念と構想のもと、自由ヶ丘地区に適合した活動案として策定したものです。

活動はさらに、この新しい第３次５か年計画を指針として引き継がれていくことでしょう。

目次

Ⅰ　はじめに　・・・　２

Ⅱ　自由ヶ丘地区地域福祉活動の課題　・・・　４

Ⅲ　第３次計画の理念と基本計画　・・・　８

Ⅳ　実施計画（2021～2025 年）　・・・10

Ⅴ　資料編　・・・22

Ⅰ　はじめに

１：福祉会について

■「福祉会」は、社会福祉法人・宗像市社会福祉協議会の『宗像市社会福祉協議会基盤強化計画書』（1996 年策定）で「地域福祉活動のための組織体制強化策」として位置づけられている活動団体です。

■小中学校区などコミュニティ単位で福祉活動を行う福祉会を「地区福祉会」、校区内の各自治会を単位として自治会の活動として取り組んでいる福祉会を「小地域福祉会」とよびます。「地区福祉会」は宗像市内で 13 地区、「小地域福祉会」は同市内で 45 福祉会が結成されています。

■1988 年４月に本市で初めての福祉会として、自由ヶ丘中学校区を活動域とする「自由ヶ丘地区福祉会」（発足当時の名称は「自由ヶ丘地区社会福祉会」）が発足しました。2020 年時点ではこのうち自由ヶ丘第２区会、自由ヶ丘南第２区会の福祉会が「小地域福祉会」となっています。

２：社会福祉協議会について

■「社会福祉協議会」（以下「社協」）は、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を目的とする」と規定され、組織構成や事業なども社会福祉法に定められており、「民間性」と「公共性」を備えた専門機関です。地区福祉会は社協と連携して活動しており、活動費の助成および地区担当指導員の専門的立場からのサポートを受けています。

３：『自由ヶ丘地区地域福祉活動計画』の位置づけ

■『自由ヶ丘地区地域福祉活動計画』とは、自由ヶ丘地区福祉会の活動の目標を明確にし、その取り組みを計画的に推進するための中期活動計画です。

■地域福祉活動計画は地域の実情と活動の実態に合わせて５か年ごとに策定します。最初の第１次５か年計画は 2011 年～2015 年度、第２次計画は 2016 年～2020 年度（略記は「自由ヶ丘２次計画」、「第２次計画」）を対象年次としました。第３次計画は 2021 年度～2025 年度の５か年を対象とします。なお、計画年次中に必要が生じれば見直しをすることがあります。

■地区福祉会の計画は宗像市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連動することで、地域の実情に応じた質の高い福祉活動をめざします。自由ヶ丘２次及び同３次計画は、宗像市社協の『第４次地域福祉活動計画』（対

象年次 2015～2024 年度＝略記「社協４次計画」）を指針にして策定しています。

Ⅱ　自由ヶ丘地区地域福祉活動の課題

１：「地域福祉活動」第２次計画での現状認識と課題

◆第１次計画（2011～2015 年＊）では地区の現状の指摘と課題の提起を行い、地域で暮らす高齢者のニーズを考えて活動計画が策定されました。そのニーズに応える福祉活動面での基本理念を《「自由ヶ丘もやい」で元気なまちづくり》としています。そして基本計画として＜１“自由ヶ丘もやい”の基盤整備＞＜２“自由ヶ丘もやい”の創造＞＜３“自由ヶ丘もやい”の継承＞を提唱しました。　　＊文の内容で「年度」か「年」はわかるので以後「度」は省きます

◆第２次計画（2016～2020 年）では、高齢化の進行に対して地域全体での取り組みが必要と考え、人々がつながり、「わ」をつくるまちをめざして《つながる“わ”！　自由ヶ丘》を基本理念としました。“わ”は、会話・輪・和の３語を表しています。基本理念に基づく基本計画を「みんなの話」・「みんなの輪」・「みんなの和」の３本柱とし、それぞれにふさわしい事業に取り組みました。

◆2 次計画策定時の 2015 年の自由ヶ丘地区の高齢化率は 26.0%でした。2005 年（18.0%）以降の 10 年間で８ポイント上昇し、また自由ヶ丘１０丁目で 53.4%と５０%を超え、それに次ぐ 43～35%が７つの丁目、３０%台前半が４つの丁目に達しました。さらに 1 次計画策定時にはさほど問題になっていなかった認知症、老々介護など地域にＳＯＳが発せられる深刻な事例も多くなってきていました。このように地区の高齢化が確実に進んできたため、高齢化への対応は地域全体の課題となっているとの認識をもって計画策定にあたりました。

◆また 2014 年の福祉委員活動状況調査では１か月の活動日数が１０日を超える人もでてくるなど、作業量の増加が指摘されました。このため 1 次計画時最終年次には作業量削減策として「いきいきふれあいサロン」（介護予防事業）の開催回数を減らすなどしたうえで、これらの“合理化”を２次計画での課題の一つとしました。

◆こうして２次計画は「社会的ニーズに応じ、地域で高齢者福祉活動を実践してきた地区福祉会もこれからの時代に即した体制づくりと活動の充実、地域団体・住民との『連携・協働』をより強めていかねばならない」との課題を提示しています。この 2 次計画年次の 5 年間、実施計画の各事業をとおして、小地域化の促進、福祉委員の活動費のアップや丁目配置の増員などを行いま

した。また「サロン代表者会議」の廃止や部会作業の見直し、広報紙の発行回数削減など様々な作業の合理化を行いました。

２：「地域福祉活動」第３次計画の現状認識

◆それでは第３次計画では、２次計画からの継続を含めてどのように現状認識を行い、どのような課題を設定すべきでしょうか。

まず重要なことは、本計画年次中に「2025 年問題」を迎えることです。この問題は、1970 年代の昭和隆盛の時代に青年期を過ごした団塊の世代（1947～1949 年生まれ）がこの年にすべて後期高齢者になることです。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025 年の後期高齢者数は 2,180 万人で総人口に対する比率は 17.8%です。この年の推計総人口は１億 2,254 万人、前期高齢者（65～74 歳）は 1,497 万人で人口比は 12.2%なので前・後期合わせた高齢化率はちょうど 30%になります。そしてこの年の中位年齢（年齢別人口で総人口数のちょうど半分にあたる境界点の年齢）は 50.8 歳です。つまり全人口の半数が 50～100 歳以上の人で占められることになり、団塊の世代が小学生だった 1955 年の中位年齢 23.7 歳（人口の半数が 23 歳以下）だったことを思うと、日本社会の高齢化を象徴する数字といえます。

いわば「国民総高齢化」で、少子高齢化に伴う税収減、経済成長の鈍化、国力の低下に対して国が『ニッポン一億総活躍プラン』（2016 年）を打ち出したのもこのためといえます。そしてこのプランで提唱されたのが、「地域共生社会」でした。

◆「地域共生社会」に向けた課題を検討する前に、自由ヶ丘のデータをみてみましょう。自由ヶ丘地区の高齢化率は 2020 年 12 月現在で 30.2%と初めて 30%を超えました。つまり自由ヶ丘の「国民総高齢化」時代は、国全体より５年も早く到来していることになります。ちなみに同年同月の宗像市全体の高齢化率は 29.6%、全国では同年推計値で 28.9%でした。

自由ヶ丘の高齢化率はこの５年間で 4.2 ポイント上昇していますが、15 年前に比べると 12.2 ポイントの上昇です。

高齢者の増加を実数でみてみると次のようになります。

■自由ヶ丘高齢者数　05 年 2,772 人→15 年 3,938 人　［年に 116 人ずつ増］
15 年 3,938 人→20 年 4,501 人　［年に 113 人ずつ増］

また高齢化率を丁目別でみると、2020 年 12 月現在で地区の全 19 丁目（従前の「宗像アパート」は居住なし）のうち自由ヶ丘南１丁目が 52.4%、自由ヶ丘１０丁目が 51.7%と住民の半数以上が高齢者となっています。同 11 丁目 45.3、南２丁目 44.1、自由ヶ丘４丁目 40.9%ですが、ほかの８つの丁目が３０%台に達しています。とくに南福祉会エリアの高齢化が急速で、2015 年３月時点で 19.5%だった南３丁目は 2020 年には 39.0%と５年間でほぼ 20 ポイ

ントも上昇しています。同じく５年前は 6.8%だった青葉台２丁目は 20.5%と５人に１人が高齢者となっています（詳しくは巻末資料編参照）。

◆高齢化は、その数の問題とともに、孤独死、要支援・要介護者、独居高齢者、老々介護家庭の増加や、家事・買い物などの生活上の不自由や支障といった質的な支援のニーズが増大する事態も引き起こしています。

さらにボランティア自体の高齢化と少数化をともなうわけですが、増大するニーズに応えるためには、第２次計画でのように地域での活動団体との連携だけではすまず、地域の住民自ら、さらに高齢者同士が、支え合い・助け合い・励まし合いの行動をおこさねばなりません。そしてこの行動そのものが自らの精神と身体への刺激となって高齢者自身の介護予防、QOL（クオリティ・オブ・ライフ＝生活の質）の維持につながるのです。

◆宗像市社協４次計画では地域福祉に関して「地域における『新たな支え合い』」を提唱し「地域のつながりの再構築」を掲げています。そしてその前提に「地域の福祉力や住民のエンパワーメント（＊内発力、自立力）の低下」（p24）という現実があることも再度認識しなければなりません。

３：第３次計画の課題①―地域福祉活動

◆厚生労働省の諮問機関である地域共生社会推進検討会は 2019 年（令和元年）答申の『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会・最終とりまとめ』で、少子高齢化にともなう個人や家族へのリスクの複雑化と多様化、地域の住民同士のつながりの脆弱化などの社会変化を指摘しています。これにより、福祉活動による地域のセーフティネットの構築のためには「制度・分野ごとの『縦割り』や『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、地域や１人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている」と課題を提起しています。

そして具体的方策として「地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域のなかでの支え合いや緩やかな見守りが生まれる」とし、また「専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要」としています。

地域福祉活動のボランティアである福祉委員も宗像市社協指導員らの専門職を追走する形で対象者に伴走していますが、ここで言う「社会的包摂」とは、高齢者や子どもなど比較的に弱い立場にある人を住民全体で援護して、地域社会で温かく包み込んでいくことを指しています。

社協４次計画でも「地域福祉の推進は、ノーマライゼイション（＊共生社会）や社会的包摂に基づく住民福祉意識の向上、『住民主体』と『住民参画』を原

則とした住民自治活動として…推進される必要があります」（p13）とあり、対象者の「社会的包摂」は福祉および自治活動上の重要なキー・ワードになると思われます。

◆地域のセーフティネットを構築する国の包括支援ケアシステムでは、「公助・共助・互助・自助」の４つの要素の連携が必要だといわれています。厚労省『介護予防・日常生活総合事業の基本的な考え方』（2014 年）で４要素はこう位置づけられています。

＜公助＞介護保険・医療保険の公費（税金）部分、自治体が提供するサービス

＜共助＞介護保険・医療保険制度による給付

＜互助＞費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取り組み

＜自助＞介護保険・医療保険の自己負担部分、市場サービスの導入、自身や家族による対応

この区分けのうえで「自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる役割が必要／とりわけ、都市部では、意識的に＜互助＞の強化を行わなければ、強い＜互助＞は期待できない」としています。

◆さらに前述の検討会の『多様な参加・協働の推進』答申のなかでは、「近年大規模な災害が発生するなかで災害時の支援ニーズへの対応が問われ…（中略）…一人ひとりを支え合う地域力は、災害時にも力を発揮することは少なからぬ災害事例で示されている」とされています。

これに関して民間シンクタンク「防災システム研究所」の山村武彦所長は、昔の地域社会のように隣近所で支え合うことの重要性から、「ご近所、隣近所」の言葉にならって「互近助」「近助」力を提唱、「（少子高齢化社会における）公助に限界があるとすれば、その安全の空白域を埋めるのは自助と共助と互近助」（山村著『互近助のカ』）としています。山村所長は＜共助＞を厚労省のいう＜互助＞の意味で捉えていて「『自助』と『共助』の間を埋める『近助』」と位置づけていますが、厚労省基準で言い換えれば＜公助＞＜共助＞＜互助＞＜近助＞＜自助＞の順となるでしょう。

４：第３次計画の課題②―コミュニティと地域共生社会

◆社会福祉法第 4 条では、地域福祉の目的を「（高齢者など福祉面でのサポートを）必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように」することとしています。社協４次計画ではこれを受けて、「こうした地域福祉の実現があってこそ、地域住民の誰もが一人の人間として尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていくことが可能になると考えます」（p2）と

その方向性を示しています。

日本国憲法には「すべての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する」（第 25 条）と書かれています。この憲法に従って国民のための諸施策を実施するのが政府であり地方自治体ですが、憲法の精神および行政の諸施策を地域で受けとめ、住民 1 人ひとりの「安心・安全」につなげていくには住民たちで構成する自治会の組織的サポートが大きな役割を果たすのではないかと思われます。

厚生労働省提唱の「地域共生社会づくり」、地域福祉における「住民誰もが尊厳を保持し、自立して暮らしていく」（宗像市社協 4 次計画）は、そのまま少子高齢化社会において「安心・安全な地域づくり」をめざす自治会の活動と重なっていき、そのなかで高齢者・働く世代・子どもたちを含む地域住民 1 人ひとりの「健康で文化的な生活」（憲法）が実現していくのです。

国は地域福祉に関して「コミュニティ重視の志向軸」をあげ、住宅、交通、情報（買物難民、交通弱者、情報ツールを使った犯罪）などの問題を地域の主体性・共同性によって解決していくことも求めています。自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会が取り組んでいる交通問題対策はそのモデルケースではないでしょうか。このように、地域福祉活動はまさにコミュニティや自治会の活動となっていっているのです。

◆また国は、地域でのセーフティネットとして「地域包括ケアシステム」の構築を各自治体に求めています。宗像市でも導入し、2018 年に市が「自由ヶ丘地区地域包括支援センター」を設置したのもこの地域ケアシステムの実践施設としてです。このシステムは「医療・介護・予防・介助住宅・生活支援などのすべてのニーズに３０分以内に対応する」ことを柱とし、その地域圏域を中学校区としています。中学校区は自由ヶ丘地区のコミュニティ（運営協議会）の圏域であり、これからの福祉はコミュニティの圏域内での対応の完結が求められていることになります。

少子高齢化の時代においては、国や自治体の＜公助＞、＜共助＞だけでは「すべての国民の健康で文化的な生活」の保障が行き届かなくなっており、地域のコミュニティを構成する自治会、NPO、福祉会、高齢者の会などでの＜互助＞、近隣住民での＜近助＞、さらには高齢者自身の＜自助＞が不可欠となっていくことを物語っています。

Ⅲ　第３次計画の理念と基本計画

１：2021 年から 2025 年へ―《基本理念》

―基本理念―「みんなの“ａｉ”！自由ヶ丘」

高齢化がすすむなか、介護保険適用の縮減と地域包括ケアシステムの整備がすすんでいます。「総高齢化」時代の地域セーフティネットの再構築ですが、同じ町に住む有志ボランティアによる地区福祉会の活動は、隣近所のふれ合いと同じ、身近でハートフル（心のこもった）な福祉のネットワークづくりを目指していきたいものです。

自由ヶ丘地区福祉会の地域福祉活動第３次５か年計画では、課題のなかで挙げた「支え合い」、「出会い」、「社会的包摂」を、心からの＜ふれ合い・ほほ笑み合い＞、＜人との出会い・自分との出会い＞、＜包み込む人間愛・隣人愛＞とし、これに共通する「あい」を基本の言葉とします。2021～2025 年の活動の基本理念を　≪みんなの“ａｉ”！　自由ヶ丘≫　としましょう。

そして、２次計画までの「共助」「互助」の考え方に加えて、少子高齢化社会で重要になっている、高齢者本人による「自助」力、さらに向こう三軒両隣での「近助」力の向上を呼びかけていきます。３つの≪ａｉ≫のそれぞれを、＜支え合い―互助＞、＜ふれあい自分発見―自助＞、＜隣人愛―近助＞とし、この３つの力による自由ヶ丘の地域共生社会づくりをめざしていきます。

――――　３本の柱　――――

福祉委員や自治会の活動は＜互助＞に位置づけられ、接する高齢者にとっては＜自助＞が重要であり、そのまわりのご近所に＜近助＞を求める形になります。そこで基本計画はこの順序で策定します。もちろんこの３本は別々ではなく、それぞれ連環しながらハートフル・ネットワークの構成要素となります。

＜支えあい―互助＞

国の地域福祉政策のなかに「生きがいと役割づくりによる互助の推進」（厚省『介護予防・日常生活総合事業ガイドライン』）とあります。福祉委員は＜互助＞の推進役ですが、ふれあいサロン（介護予防事業）での「生きがいと役割づくり」は＜自助＞につながっていきます。

＜ふれあい自分発見―自助＞

また「地域における出会いや学びの場を作り出し」ていくことが「地域のなかでの支え合いや緩やかな見守りが生まれる」（厚労省検討会『多様な参加・協働の

推進』答申）とされるように、＜自助＞力向上の場でのふれ合いが、地域でのお互いの見守りという＜互助＞、＜近助＞との協働の場になっていくのです。
＜隣人愛―近助＞
「誰でもいつかは歳をとる。誰でもいつかは助けられる人になる。だからこそ、元気なうちは、できる時に、できる範囲で、近くの隣人を助ける人になっておく」（山村武彦『互近所の力』）。助ける人になることが＜互助＞、＜近所＞であるとともに、自分の＜自助＞の力につながっていくでしょう。

2：2021 年から 2025 年へ―《基本計画》

基本計画１：　みんなで支えあい―互助

□■　地域福祉ネットワーク活動の推進　■□

（１）福祉委員による高齢者見守り活動の実施
（２）活動主体（福祉委員）の高齢者問題への対応力強化
（３）福祉専門機関、自治会との連携による地域互助ネットワークの構築
（４）自治会の福祉活動との連携・協働

基本計画２：　みんなとふれあい自分発見―自助

□■　＜自助＞へのアシスト　■□

（１）介護予防「いきいきふれあいサロン」の企画・開催
（２）高齢者の＜自助＞力向上の場としてのサロンの内容充実
（３）高齢者の会、子ども会と連携しての高齢者の「活力」醸成
（４）高齢者＜自助＞をアシストする施策の事業化

基本計画３：　みんなの隣人愛―近助

□■　地域を温かく　■□

（１）地域で高齢者を温かく包みこむ環境づくり
（２）災害時要援護者と見守り対象者を＜近助＞力でつなぐ
（３）対象者を取り巻く「ご近所」との安全ネットの構築
（４）小学校福祉授業で子どもと親世代の＜近助＞への参加促進

Ⅳ　実施計画（2021～2025 年）

(1)支えあい―「互助」

事業名	1．見守りネットワーク活動の推進
現状と課題	**【現状】** ●高齢者ら社会的弱者に対する支援を行うのは国から委嘱されている民生児童委員ですが、主に高齢の対象者に対してそれを補完する活動をしているのが、地域ボランティア団体である福祉会の福祉委員です。 ●福祉会の福祉委員が見守り活動を行う対象者は、65 歳以上の 1 人暮らし・80 歳以上の高齢者、その他見守りが必要と思われる人です。月に 1～2 回程度の「安否確認」の戸別訪問を原則とし、問題を生じた場合や相談がある場合はその都度対応しています。 **【課題】** ●地域の高齢者が増加するとともに上記の個別対応の回数が増えてきています。対応するためには福祉委員の日々の情報交換や研修が課題となっています（事業２．１１．参照）。 ●個別対応は健康不安や生活上の支障での相談などですが、その内容も多様化・複雑化してきています。特殊詐欺などの問題もありますが、例えば「業者の DM など郵便物が多すぎて役所や銀行の通知も一緒に捨ててしまった」「作るのがめんどうなので数日食べていない」など自助力の衰退や「足が悪くて買い物に行けない」など、対応が難しい例が多くなっています。 ●「人生 100 年時代」とも言われ、以前の高齢者より全体的に健康で元気な方が多くなっています。このため「1 人暮らしの見守り対象は 70 歳以上にしてはどうか」との声があります。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■対象者が抱える問題によってはプロジェクトを組み、検討・協議を行って対応策を講じていきます。

	■「65 歳以上」という対象者基準はこれまでどおり維持していきます。孤立死の最多発生層は「60 歳～70 歳の独居男性」（東京都の統計）とされています。親族や近所との交流も少ない 1 人暮らしの場合は生活・健康への客観的な管理がおろそかになりがちで、元気な方でも急変が多々あるため日頃からコミュニケーションをとっておくことが大切です。
すすめ方	●「65 歳以上」対象で見守り数が多くなった場合、健康・生活面の不安（病気がちや、元気でも持病がある等）がある方、家族など健康・生活状態を客観的に見る人がいない方など、対象者のチェック・ポイントに重きをおいて見守りをおこなうようにします。

事 業 名	2．情報連絡会と「互助ネット」の形成
現状と課題	**【現状】** ●自治会・区域ごとの福祉会主宰で福祉委員と民生児童委員が 1～2 か月に 1 回、「情報連絡会」を開催し、見守り活動上の情報交換を行っています。 ●各福祉会で社協指導員の助言および包括支援センター員の同席のもとで実施していますが、小地域福祉会（2区、南 2 区）では自治会役員の参加も常態化しています。 **【課題】** ●対象者に関する民生児童委員への情報提供・連絡は常に行っていますが、福祉行政の総合事業化にともなう包括支援センターへの対応依頼も多くなっており、社協・民生児童委員・包括支援センターの 3 者への情報連絡の方式化が必要です。 ●個人情報保護の観点から、福祉担当者以外（自治会役員など）への対象者情報の慎重な取り扱いが「民生委員法」（14 条、15 条の関係）上求められています。
実施内容/すすめ方	
実施内容	■1～2か月ごとの定例「情報連絡会」に参加する福祉委員・民生委員児童委員および社協指導員・包括支援センター員にくわえ自治会役員などの地域団体関係者で「――福祉会互助ネットワーク」を形成し、日頃からの連携を図ります。

すすめ方	●地域団体関係者の参加は、当該地域の自治会および各団体の事情次第ですが、いずれにおいても、情報連絡会に地域支援と連携する「互助ネット」の性格をもたせていきます。

事 業 名	3．計画年次中の制度変化に対応
現状と課題	【現状】 ●2020 年現在、自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会（以下「コミュ協」）の「住民負担金」費目での各自治会からの拠出金によって地区福祉会への活動費助成が行われています。 ●地区福祉会ではこの自由ヶ丘全地域からの「住民負担金」福祉会分を主に福祉委員の人件費（「福祉委員活動費」）にあててきました。 ●このコミュ協「住民負担金」福祉会分が、2022 年よりコミュ協を経由せず、各自治会から福祉会へ直接支給とすることになります（2020 年・コミュ協区長会での決議）。 【課題】 ●2022 年以降は福祉委員の人件費が各自治会からの直接支給となることで、地区福祉会と各単位福祉会、自治会との関係も大きく変化すると思われます。これに対応するため、これまでの地区福祉会の活動と組織実態をどのようにしていくかが、大変重要な課題となります。
実施内容／すすめ方	
実施内容	●2022 年からの上記の実施に向けて、それに伴う地区福祉会の組織・運営・活動をどのようにしていくかの検討と具体的プランの策定を 2021 年に行います。
すすめ方	●地区福祉会・単位福祉会同士のみならず、各自治会とのそれぞれの協議が必要です。各自治会とも異なる活動主体であるので地域事情、福祉会および福祉活動の受入れ事情も異なると思われます。

(2)ふれあい、自分発見―「自助」

事業名	4．ふれあいサロンの定期的開催
現状と課題	**【現状】** ●健康や教養知識・人とのふれあいで体と頭脳をリフレッシュしていく高齢者介護予防事業「いきいきふれあいサロン」は、地区福祉会の福祉委員と民生児童委員、そしてサロンボランティアを企画・運営スタッフとして開催しています。 ●各福祉会によって年間開催回数の多寡があり、2019 年は福祉会の 10 のサロン実施グループで計 43 回開催しました。2019 年度末～2020 年度はコロナ禍でほぼ開催できず、2020 年は５回の開催計画でしたが、５回のみの開催となりました。 ●参加者の固定化がみられますが、この方々はサロン参加を「習慣化」されているということなので、介護予防につながっています。 **【課題】** ●近年、参加者の減少傾向が見られます。見守り巡回は福祉委員の訪問を受ける”受け身型”ですが、サロンは自らの意思で参加する”能動型”（「自助」に向けた介護予防の場）なので、年をとるにつれて体が不自由になる方や引きこもりがちになる方のサロン参加をどのようにしてすすめていくかが課題となります。 ●第１次計画最終年度の 2015 年は全サロン実施単位で計 68 回でしたが、２次計画実施年次中に減少がみられました（p4 参照）。 ●2020 年のコロナ禍のように年間ないし数か月にわたって開催不能の場合、代替企画を何かなし得るかも問題です。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■高齢者同士および異なる世代間での「ふれあい」「出会い」「励まし合い」による介護予防の場としてのいきいきふれあいサロンを定期的に開催し、高齢者の心身両面での「自助」力の向上をめざします。
すすめ方	●サロン開催日を例えば「第３火曜日」など固定して参加スケジュールを分かりやすくしたり、送迎の工夫をするなどしてリピーターを増やし、介護予防事業の効果向上を図ります。

	●福祉関係者の介護予防推進で言われる、「きょういく」（教育→今日、行くところがある）、「きょうよう」（教養→今日、用事がある）が大事――を対象者に伝えて、参加を勧めます。

事 業 名	5．「楽しく・役立つサロン」に向けた介護予防の研究
現状と課題	**【現状】** ●心身両面の＜自助＞力向上をはかる「ふれあいサロン」ですが、介護予防事業としてのメニューや運営方法が難しいこともあり、代々の福祉委員にやり方（ノウハウ）が引き継がれています。しかしこれが毎年定番のものになっている傾向もあるようです。 ●それはそれで固定層の介護予防になっていますが、参加者を増やし、介護予防を広めていくには「面白そう・楽しそう・役に立ちそう」と思われる企画を打ち出していくことが必要です。 **【課題】** ●一般生活者である福祉委員が、プロダクションのように新企画を考え出し、新しい運営・進行の仕方を会得していくのは難しい面があります。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■「楽しいサロン・役立つサロンをいつもどこかで」を合言葉に、これまでのサロンを参考に、楽しくふれあい・出会い・発見できる介護予防の趣旨に沿ったサロン年間企画を準備し、各福祉会で採用していきます。
すすめ方	●社協作成の「サロン―活用できるメニュー」リストや、内容が充実して好評の西町の三世代交流など過去の開催例などで年間企画を立て、出演者の了解をとります。 ●各福祉会のサロン開催単位ではこの年間企画を見て、各地域での開催可能な日をもとに出演者と交渉し開催日を決めます。 ●準備するものや当日の進行、必要要員などはマニュアル化し、サロン単位担当者に伝達します。

事業名	６．ふれあい・出会いで高齢者に活力を
現状と課題	**【現状】** ●自由ヶ丘ではほぼ自治会単位で高齢者の会がつくられ、活動をしています。囲碁やグランドゴルフの定例会を開催し、地域のクリーン作戦やバスハイクなどそれぞれ多様な活動を行い、地区コミュニティ運営協議会の「あいさつ運動」では子どもたちへの声かけをされています。 ●地区福祉会の合同食事会『えがおの会』や西町・３区・南福祉会などのサロンでは小学校や子ども会に呼びかけて子どもたち、親たちと交流し、参加高齢者に喜ばれています。 ●２区福祉会では子ども会の協力で「子ども１日福祉委員」の高齢者訪問をおこない、また区会の敬老会で子どもたちが描いた可愛い絵を展示するなど、高齢者に元気を与えています。 **【課題】** ●高齢者の会に参加し活動しているのは比較的元気な方が多く、見守り支援などには関心が薄い方も多いです。 ●子ども会は子ども自身や親たちが日常的に忙しく、なかなか子ども会の定例行事以外への参加協力が難しい面があります。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■「あいさつ運動」で声をかける側の高齢者の会、かけられる側の子ども会の双方と連携しての活動をおこないます。元気活発な高齢者、これから育つ生命力にあふれた子どもたちのいずれもが、気力・体力が低下した高齢者に精神的な刺激を与え、高齢者自身の活力をよみがえらせて＜自助＞力向上への効果があります。具体的には、三世代交流サロン開催はもちろんですが、福祉委員が協力している敬老会開催時に何らかの形で子ども会が協力できるようにすすめていくようにします。 ■高齢者が社会やグループにおける自分の役割を感じるのも＜自助＞力向上に役立ちます。地域と活動団体の実情をよく観察しながら計画年次５年の間で具体策を検討し、実施していこうと思います。
すすめ方	●高齢者の会に所属している対象者や、福祉委員の近所の顔見知りの子ども会メンバーなどに協力を求め、会として動いてもらえるようすすめていきます。

事業名	7．「自助」のお手伝い（Assist with self-help）
現状と課題	**【現状】** ●人はそれぞれ自分なりの生活スタイル、生活上の習慣をもっています。高齢になるほどそれまでのスタイルのままの方が安心です。しかし「生活習慣病」という名もあるように、悪い習慣のままではＱＯＬが落ちていきます。年をとるにつれ気力・体力・記憶力ともに低下し、急病や転倒などの緊急事態も起きてきます。 ●福祉委員による定期訪問やサロン開催＜共助＞はそのような生活に刺激を与え、気力を呼び起こして＜自助＞力を維持・向上する手助けをすることになりますが、いつ起こるかもしれない緊急事態への対応は難しいのが現状です。 **【課題】** ●福祉委員の安否確認訪問時、玄関先で「自助力向上」や「緊急事態への備え」をくどくど説くのは嫌がられる傾向があります。 ●かかりつけの病院や親族の連絡先などの個人情報を民生委員や福祉委員ら他者が把握しにくいところがあります。 ●本人が自身でできるだけ対応できるようにする方策が必要です。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■日常生活上での＜自助＞力や、危機への自己対応力を高めてもらうため、自助(Self-help)をアシストする事業を企画・実施します。 ■初年度からは、生活上の問題や健康維持法、緊急時の連絡に役立つ、関係機関及び自己情報の保管・伝達方式を研究開発して事業化していきます。 ■そのほか専門的事例を研究して具体的な施策を継続していきます。
すすめ方	●地区福祉会 2020 年の事業計画や他地区での実施例をもとに着手します。

（3）みんなの隣人愛―近助（きんじょ）

事業名	8. 福祉と防災―「支え合いマップ」の作成
現状と課題	**【現状】** ●介護保険法にもとづく「要支援・要介護」規定は高齢者への福祉施策としての支援です。福祉委員の見守り対象者（65 歳以上の 1 人暮らし・80 歳以上・その他必要な人）のなかには介護保険上の「要介護」「要支援」認定者も当然のことながら含まれていて、福祉委員はより気遣いをする見守りを行ってきました。 ●社協では、見守りの効果をあげるため対象者情報を町内地図にマーキングする『支え合いマップ』づくりをすすめています。 ●一方、災害対策基本法による「避難行動要支援者」（災害時要援護者）は防災上設けられた規定です。認定時の調査がさほど厳しくないので居住環境・生活実態がよくわからず、地域および民生児童委員が支援すべき対象かどうか不明の方が多いのが実情です。 **【課題】** ●地域で、福祉（介護保険法＝厚生労働省所管）上の「要支援・要介護者」と防災（災害対策基本法＝内閣府所管）上の「要支援者」の混同がみられ、自治会の防災システムのなかでの「要支援者」との違いへの認識が必要です。 ●レスキューの専門的訓練を受けておらず、身体強健でもない一般人（自治会役員、民生児童委員、福祉委員も含む）が暴風雨や地震のなかで車いす救援などするのは困難で危険です。地域によって地形的条件や避難所の遠近の差もあるので、隣組で避難勧告・避難指示発令時の対応を話し合っておく必要があるのではないでしょうか。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■「福祉に近助力、防災にも近助力」を自治会に呼びかけて本当に避難行動支援が必要な「要支援者」を選んでもらい、福祉会の『支え合いマップ』（対象者地図）にマーキングし、福祉委員の見守り対象にも加えていきます。

すすめ方	●内閣府の指針では「市町村は民生児童委員や自治会役員などのコーディネーターの協力により」避難行動要支援者の個別避難支援計画を策定するようになっています。自治会は市町村の事務委託団体でもあるので、自治会組織である隣組が避難行動要支援者の個別支援計画に相当する「災害時の申し合わせ」をしておくのは、自治会としての防災システムを生かすことになります。

事業名	9．「対象者ご近所ネット」づくり
現状と課題	**【現状】** ●昭和 30 年代以降の新興住宅地であった自由ヶ丘地区は、隣組のみならず「向こう三軒両隣」との交流も希薄な傾向にある土地柄です。ただ、自治会によって組制度は整えられており、「近助」力醸成への素地はあると思われます。 ●「郵便物や新聞がポストにたまっている」など、1 人暮らしの方の“異常”を民生児童委員や福祉委員に連絡して下さる方の多くはご近所の親しい方です。こうした事例が年に数回あり、関係者の安否確認・救急行動につながっています。 **【課題】** ●ご近所同士が疎遠なところや、隣のお家の様子を気にすること自体を嫌がって不干渉を貫いている人も多く、必ずしもご近所が頼りなるとは限りません。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■訪問先の、とくに心配な対象者に「ご近所」の連絡先を訊いて、その方の「セーフティネット」として福祉委員の手元にリストアップしておきます。日頃から何かあった時の通報や、緊急時などのサポートをしてもらいます。
すすめ方	●２次計画で『おともだちの「わ」づくり』として企画していましたが、お友達関係も個人情報だったり疎遠になったりでつかめず、実現に至りませんでした。「ご近所」は家同士の近接という物理的条件もありますので、３次計画では『ご近助』で“わ”をつくってもらうこととします。 ●自治会で隣組連絡網を作っているところがあるので、それを利用することも考えられます。

事業名	１０．地域で育む福祉の意識―小学校福祉教育
現状と課題	【現状】 ●「挨拶」も“あい”の音が入っていますが、自由ヶ丘コミュニティ運営協議会が実施している「あいさつ運動」は地域の子供たちへの声かけ運動です。次代を担う子供たちを励まし、育てていくのは、新しい地域を創っていくことにつながっていきます。 ●社協では「次代を担う子どもたちへの福祉教育の推進」（社協４次計画）を掲げており、その一環として自由ヶ丘小、南小の福祉授業を支援しています。福祉会ではこれに協力し、近隣の子どもたちに高齢者や地域の事情への理解を促進する活動を行っています。 ●この福祉授業を通じて、児童たちは地域のお年寄り、地域の様子に目を向けるようになり、福祉授業で知った同じ丁目のお年寄りに町で元気に声をかけてくれるようになりました。 【課題】 ●好奇心と活力旺盛な小学生が地域に関心を持つことも＜近助＞力を高めることに役立ち、近所の子どもから声をかけられたお年寄りは元気が出ます。今後、この「関心」を子世代から親世代に広げていくことが＜ご近助＞力にとって必要です。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■小学校福祉授業ではそのなかの「模擬体験」に保護者が参加協力しています。「高齢者交流」には地域の高齢者の会が協力していますが、今後もさらにこの方式への協力をし、子供ー親ー地域で高齢者問題を身近に感じられるようにしていきます。
すすめ方	●高齢者同士、ご近所同士ばかりでなく、異なる世代間でも地域をつなぐことが大切なので、できるだけ親世代とも接触・交流をもつように心がけます。

(4)総合事業

事 業 名	１１．福祉委員研修の充実・強化
現状と課題	**【現状】** ●福祉委員の任期は「原則２年」（会則）で毎年半数ほどが交代し、地区の事情で１年交代もあります。したがって福祉委員活動に関する毎年の研修が必要です。 ●通常（コロナ禍の 2020 年以外）は、地区福祉会主催の研修会を春・秋の年２回実施し、また社協主催の夏のサロン講習会への参加など研修の機会を設けています。 **【課題】** ●認知症や高額被害の特殊詐欺など医学・介護・防犯上の専門的知識が必要な事例が増えてきており、それへの対応が課題です。 ●介護保険法が３年ごとに改正されるため、時々の高齢者福祉政策に応じた地域福祉活動についての研究や研修が必要です。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■国・自治体・社協の福祉政策を活かしながら地域に合った活動をしていくための研究と福祉委員研修の強化を行います。
すすめ方	●地区福祉会作成の冊子『福祉委員活動の手引き―お元気ですか』は 2019 年に『福祉委員緊急時対応マニュアル』を収録して改訂しており、経験年数が多い福祉委員の事例検討を交えて自己啓発をおこなっていきます。 ●社協指導員、包括支援センター、地域福祉専門家、医療関係者の「出前講座」を採り入れ、効果のある研修を積んでいくこととします。

事業名	１２．地域と福祉会をつなぐ広報活動の充実
現状と課題	**【現状】** ●福祉会では毎月、見守り対象者全員分の巡回訪問紙『お元気ですか』を発行し、福祉委員が見守り巡回を行う際にお届けしています。 ●『お元気ですか』には福祉委員の電話番号やメッセージも記入し、対象者が連絡・相談をしやすいようにしています。 ●福祉会だより『ほほえみあい』を年２回発行し、地区全自治会の回覧板で回して各戸で閲覧できるようにしています。 ●福祉委員活動を知ってもらうため、チラシ『あなたのまちの福祉委員』を年１回作成して自由ヶ丘地区全戸に配布しています。 **【課題】** ●地域の高齢者の暮らしや福祉会の活動内容を広く住民に理解してもらうため、さらに広報活動の充実を図る必要があります。
実施内容／すすめ方	
実施内容	■福祉会の巡回訪問紙『お元気ですか』の内容をさらに工夫し、「楽しく」「役立つ」ものをめざしていきます。 ■福祉会だより『ほほえみあい』には、サロンの紹介や全体活動報告、福祉関係情報を盛り込むなど内容の充実を図っていきます。
すすめ方	●広報紙の内容と編集力の向上のため、ＰＣ操作や挿絵デザインなど広報スタッフが楽しく作成できるような体制をつくっていきます。

■人口･世帯数等

1．宗像市と各地区別の高齢化率等

地区名	世帯数	人口	高齢者数	高齢化率
吉武地区	873	1,835	787	42.9%
赤間地区	8,402	17,350	4,013	23.1%
赤間西地区	4,347	9,512	2,991	31.4%
自由ヶ丘地区	6,356	14,924	4,520	30.3%
河東地区	6,559	16,643	4,211	25.3%
南郷地区	2,602	5,668	1,940	34.2%
東郷地区	4,643	10,277	2,733	26.6%
日の里地区	5,542	11,758	4,128	35.1%
田島地区	523	1,070	516	48.2%
神湊地区(地島含む)	900	1,772	769	43.3%
池野地区	1,641	3,831	1,149	30.0%
岬地区	876	1,953	772	39.5%
大島地区	303	584	283	48.5%
宗像市全体	43,567	97,177	28,812	29.6%

※基準日：令和３年１月末日現在

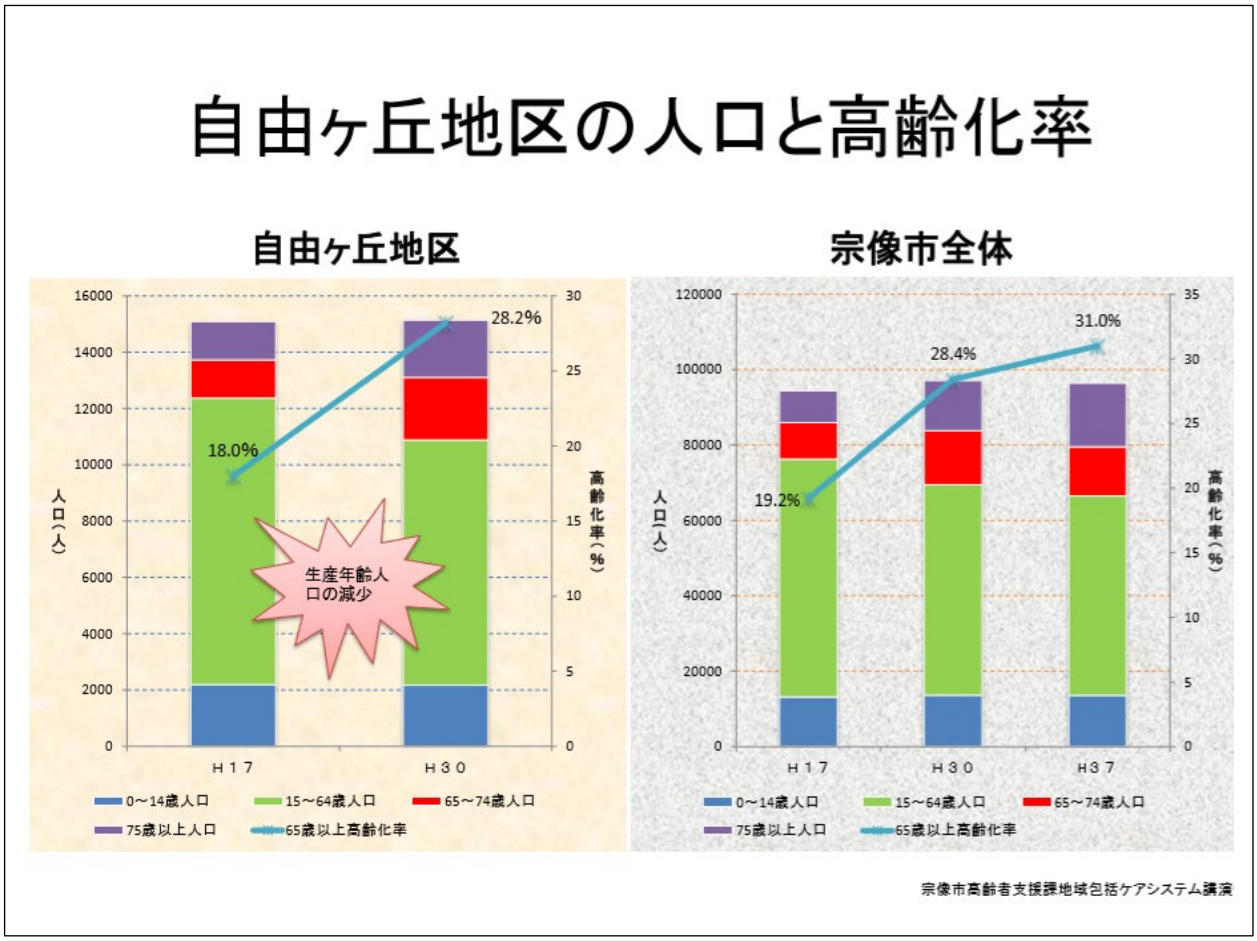

2. 自由ヶ丘地区自治区別の高齢化率等

区会	自治会名	世帯数	人口	６５歳以上	高齢化率
第１区会	１丁目	198	482	164	**34.0%**
	２丁目	586	1229	267	**21.7%**
	６丁目	366	1048	172	**16.4%**
	７丁目	532	1224	378	**30.9%**
	西町	423	728	225	**30.9%**
第２区会	３丁目	276	604	201	**33.3%**
	４丁目	257	573	235	**41.0%**
	５丁目	295	666	258	**38.7%**
第３区会	８丁目	313	719	239	**33.2%**
	９丁目	222	515	176	**34.2%**
	１０丁目	418	873	449	**51.4%**
	１１丁目	370	782	355	**45.4%**
南第１区	南１丁目	353	764	402	**52.6%**
南第２区	南２丁目	228	517	229	**44.3%**
	南３丁目	430	1,012	395	**39.0%**
南第４区	南４丁目	214	814	17	**2.1%**
青葉台第１区	青葉台１丁目	329	926	138	**14.9%**
青葉台第２区	青葉台２丁目	414	1,048	220	**21.0%**
自由ヶ丘地区計		6,356	14,924	4,520	**30.3%**

※基準日：令和３年１月末日現在

3. 自由ヶ丘地区過去 10 年の人口･高齢者数･高齢化率の推移

基準年/月	世帯数	人口	高齢者数	高齢化率
平成 24 年(2012)4 月末	6,026	15,465	3,502	22.6%
平成 25 年(2013)4 月末	6,088	15,355	3,618	23.6%
平成 26 年(2014)3 月末	6,073	15,244	3,774	24.8%
平成 27 年(2015)3 月末	6,093	15,157	3,938	26.0%
平成 28 年(2016)3 月末	6,128	15,062	4,087	27.1%
平成 29 年(2017)3 月末	6,198	15,077	4,159	27.6%
平成 30 年(2018)3 月末	6,260	15,136	4,241	28.0%
令和元年(2019)3 月末	6,290	14,997	4,315	28.8%
令和 2 年(2020)3 月末	6326	14936	4427	29.6%
令和 3 年(2021)1 月末	6,356	14,924	4,520	30.3%